



2023年7月7日

各 位

会社名 丸 一 鋼 管 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役会長兼CEO 鈴木 博之  
(コード番号 5463 東証プライム市場)  
問合せ先 常務執行役員 管理部門管掌  
人事総務部長 石松 伸一  
(TEL 06 - 6643 - 0101)

### 取締役に対する業績連動型株式報酬（譲渡制限付）としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、業績連動型株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2023年8月4日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 11,700株
(3) 処分価額	1株につき 3,218円
(4) 処分価額の総額	37,650,600円
(5) 割当予定先	取締役（※） 4名 9,200株 取締役（※）（退任者）1名 2,500株 （※）社外取締役を除きます。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）を対象に、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする報酬制度として、業績連動型株式報酬（譲渡制限付）制度（以下「本制度」といいます。）を導入しており、同年6月24日開催の第88回定時株主総会において、①本制度に基づき、当社普通株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の枠内で、当社の取締役に対して年額1億5千万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②本制度により対象取締役に発行又は処分される当社の普通

株式の総数は、年3万株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度は、当社の中期経営計画に基づく業績の達成度合いに応じて、対象取締役に対して業績評価期間終了後に当社の普通株式を発行又は処分する制度であり、本制度に基づく業績連動型株式報酬は、中期経営計画の対象期間に含まれる各事業年度を業績評価期間とする単年度評価分と中期経営計画の対象期間である3事業年度を業績評価期間とする複数年度評価分により構成されます。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、2023年3月期を業績評価期間とする単年度評価分の業績連動型株式報酬として、当該業績評価期間における当社の対象取締役5名（うち退任者1名）に対し、本制度の目的、当社の業績評価期間における業績、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計37,650,600円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与するとともに、本金銭報酬債権を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権（金銭債権）の額は金3,218円）、当社の普通株式11,700株（以下「本割当株式」といいます。）を処分することを決定いたしました。

なお、本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給を行うに当たっては、当社と対象取締役（ただし、退任者を除きます。）との間で、①一定期間、割当を受けた当社株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることが条件とされており、本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役（退任者を除きます。）との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は以下のとおりです。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

##### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、2023年8月4日（払込期日）から当社の取締役の地位を退任した直後の時点までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### （2）譲渡制限の解除

対象取締役が、当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、当社の取締役会で定める一定の非違行為があった場合その他当社の取締役会が本制度の趣旨を達成するために譲渡制限を解除すべきでないとする事由がある場合を除き、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

##### （4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

##### （5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又

は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

### 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2023年7月6日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である3,218円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、上記払込価額につきましては、監査役4名全員が、特に有利な価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上